

事例番号:370078

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週 5 日 超音波断層法で羊水インデックス 4.7cm

妊娠 40 週 3 日 超音波断層法で羊水ポットがほとんどない

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 5 日

10:45 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 5 日

11:20 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈出現後、基線細変動の減少を認める

11:40 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈出現後、基線頻脈、基線細変動減少から消失、高度遅発一過性徐脈と考えられる一過性徐脈が出現

13:48 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 Stage II (Blanc 分類)、臍帯炎 Stage III (中山分類)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 5 日

(2) 出生時体重:2600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.07、BE -15.2mmol/L

(4) Apgarスコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 5 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 5 ヶ月 頭部 MRI で後頭部を中心に parasagittal injury(傍矢状病変)を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 40 週 5 日より前に生じた胎児低酸素状態が出生時まで進行し、胎児低酸素・酸血症に至ったことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害および胎盤機能不全の可能性を否定できない。

(3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠 35 週 5 日までの妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠 36 週 5 日の羊水過少の所見および血圧高めのため妊娠 37 週 3 日に受診を指示したことは一般的である。

(3) 妊娠 40 週 3 日に羊水過少の所見が進行している状況で、妊娠 40 週 5 日に分娩誘発目的で入院の方針としたことは一般的ではない。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 40 週 5 日、妊産婦からの電話連絡への対応(不規則な下腹部痛および

性器出血ありという訴えに対し、入院の準備をして来院を指示)は一般的である。

(2) 妊娠 40 週 5 日 11 時 20 分頃以降の胎児心拍数陣痛図の所見に対して、体位変換を実施したことは一般的であるが、酸素投与や輸液投与を実施せずに経過観察としたことは一般的ではない。

(3) 同日 11 時 40 分に胎児機能不全の診断で帝王切開を決定したことは一般的である。

(4) 緊急帝王切開の決定から 2 時間 8 分後に児を娩出したことは一般的ではない。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。

(2) 重症新生児仮死のため、A 医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、分娩に携わる全ての医師、助産師、看護師等が、胎児心拍数陣痛図を正確に判読し対応を判断できるよう研鑽することが望まれる。

(2) 羊水過少の進行など、胎児の健常性異常が強く疑われる場合には、できるだけすみやかに入院管理とし、各種検査にて胎児健常性をより詳細に確認し分娩方針を検討することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

緊急帝王切開を決定してから手術開始までの時間を短縮できる診療体制の構築が望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

入院前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

入院前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。